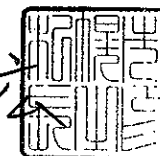


札幌市事務分掌規則及び札幌市区事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月 3 / 日

札幌市長

秋 元 克 本



札幌市規則第 23 号

札幌市事務分掌規則及び札幌市区事務分掌規則の一部を改正する規則

(札幌市事務分掌規則の一部改正)

第1条 札幌市事務分掌規則(昭和47年規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第2号において「改正部分」という。)並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

(局、部長等)

第3条 局(条例第1条の局をいう。以下同じ。)、会計室、部及び課(改革推進室推進課、公民・広域連携推進室推進課、都心まちづくり課、各市税事務所納税課、市民税課及び固定資産税課、中央市税事務所諸税課、北部市税事務所収納管理課、技術管理課、市民自治推進課、男女共同参画課、子ども発達支援総合センター地域支援課、子ども心身医療課、児童心理治療課及び自閉症児支援課、東部児童相談所家庭支援課、緊急対応課及び相談判定課並びに雪対策室計画課及び事業課を含む。)に長を置く。

別表1

(1)・(2) (略)

(3) デジタル戦略推進局

組織		事務分掌
(略)		
情報 シス	システ ム調整	(1)・(2) (略)

改正後

(局、部長等)

第3条 局(条例第1条の局をいう。以下同じ。)、会計室、部及び課(行政改革推進課、推進課、都心まちづくり課、各市税事務所納税課、市民税課及び固定資産税課、中央市税事務所諸税課、北部市税事務所収納管理課、技術管理課、市民自治推進課、男女共同参画課、子ども発達支援総合センター地域支援課、子ども心身医療課、児童心理治療課及び自閉症児支援課、東部児童相談所家庭支援課、緊急対応課及び相談判定課並びに雪対策室計画課及び事業課を含む。)に長を置く。

別表1

(1)・(2) (略)

(3) デジタル戦略推進局

組織		事務分掌
(略)		
情報 シス	システ ム調整	(1)・(2) (略)
		(3) <u>情報政策の評価に関すること。</u>

改正前

改正後

テム 部	課	(3) (略)
		(4)~(6) (略)
	システム管理課	(1) <u>基幹系・総合行政システムの開発及び管理・運用に関すること。</u> (2) <u>基幹系・総合行政システムに関する庁内システム等の管理・運用・調整に関すること。</u>

(4) まちづくり政策局

組織		事務分掌
政策 企画 部	企画課	(1)~(11) (略)
		(12)~(14) (略)

テム 部	課	(4) (略)
		(5) <u>総合行政システムの開発及び管理・運用に関すること。</u> (6) <u>総合行政システムに関する庁内システム等の管理・運用・調整に関すること。</u> (7)~(9) (略)
	システム管理課	(1) <u>基幹系システムの開発及び管理・運用に関すること。</u> (2) <u>基幹系システムに関する庁内システム等の管理・運用・調整に関すること。</u>

(4) まちづくり政策局

組織		事務分掌
政策 企画 部	企画課	(1)~(11) (略)
		(12) <u>水素の利活用に係る総合調整に関すること。</u> (13)~(15) (略)

改正前

	(略)
(略)	

(5)・(6) (略)

(7) スポーツ局

組織		事務分掌
ス ポ ー ツ 部	企画事	(1)~(5) (略)
	業課	(6) <u>障がい者スポーツ</u> に関すること(障がい保健福祉部の所管に係るものを除く。) (7)・(8) (略)
		(略)

(8) 保健福祉局

組織		事務分掌
		(略)
障が い保 健福	障がい	(1) (略)
	福祉課	(2) <u>障がい者スポーツ</u> に関すること(ス <u>ポーツ部の所管に係るものを除く。</u>)。

改正後

	(略)
(略)	

(5)・(6) (略)

(7) スポーツ局

組織		事務分掌
ス ポ ー ツ 部	企画事	(1)~(5) (略)
	業課	(6) <u>パラスポーツ</u> に関すること(障がい保 健福祉部の所管に係るものを除く。) (7)・(8) (略)
		(略)

(8) 保健福祉局

組織		事務分掌
		(略)
障が い保 健福	障がい	(1) (略)
	福祉課	(2) <u>パラスポーツ</u> に関すること(障がい保 健福祉部長が定めるものに <u>限る。</u>)。

改正前

社部	(3)~(18) (略)
(略)	

(9) 子ども未来局

組織		事務分掌
子ども育成部の項 (略)		
子育 て支 援部	子育て 支援課	(1) 地域子育て支援事業の企画及び推進に 関すること。 (2)~(6) (略) (7) 児童福祉施設(母子生活支援施設及び 助産施設に限る。次号から第11号までにお いて同じ。)の運営指導に関する事 こと。 (8)~(17) (略) (18) 部所管の公有財産の管理に関するこ と。 (19)・(20) (略) (21) 公立保育所の編成に関する事 こと。 (22) 地域子育て支援事業の実施に関するこ

改正後

社部	(3)~(18) (略)
(略)	

(9) 子ども未来局

組織		事務分掌
子ども育成部の項 (略)		
子育 て支 援部	子育て 支援課	(1) 地域子育て支援事業の企画、推進及び <u>総括調整</u> に関する事 こと。 (2)~(6) (略) (7) 児童福祉施設(母子生活支援施設及び 助産施設に限る。次号から第10号までにお いて同じ。)の運営指導に関する事 こと。 (8)~(17) (略) (18) <u>市立保育所及び市立認定こども園</u> の運 営に関する事 こと。 (19)・(20) (略) (21) <u>市立保育所</u> の編成に関する事 こと。

改正前		改正後	
	と。 (23) 発達に心配のある子どもの療育支援に関すること。 (24)～(27) (略) (28)・(29) (略)		(22)～(25) (略) (26) 部所管の公有財産の管理に関すること。 と。 (27)・(28) (略)
保育推進課	(1)～(3) (略) (4) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定事務及び子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定事務の総括調整に関すること。 (5)～(13) (略)	保育推進課	(1)～(3) (略) (4) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定事務、子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定事務及び乳児等支援給付認定事務の総括調整に関すること。 (5)～(13) (略)
施設運営課	(1) 特定教育・保育等に係る施設の運営指導に関すること（保育推進課の所管に係るものを除く。）。)	施設運営課	(1) 特定教育・保育等に係る施設の運営指導に関すること（子育て支援課及び保育推進課の所管に係るものを除く。）。)

改正前			改正後		
		(2)~(7) (略)			(2)~(7) (略)
児童 相談 所	地域連 携課	<p>(1) <u>児童福祉施設（障害児施設、保育所、母子生活支援施設及び助産施設を除く。次号から第4号まで及び第7号において同じ。）の整備計画及び整備に関すること。</u></p> <p>(2) <u>児童福祉施設の設置の認可並びに廃止及び休止の承認に関すること。</u></p> <p>(3) <u>児童福祉施設の運営指導及び事務費保護単価の設定に関すること。</u></p> <p>(4) <u>児童福祉施設及び里親に関連する団体等に対する補助金の交付等に関すること。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、児童福祉施設関係事務（児童相談所長が定めるものに限る。）の総括調整に関すること。</u></p> <p>(8)~(13) (略)</p>	児童 相談 所	地域連 携課	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)~(8) (略)</p>
	家庭支		家庭支		(1) <u>児童福祉施設（障害児施設、保育所、</u>

改正前

援課	(1)~(6) (略)
	(略)
(略)	

(10) 経済観光局

改正後

援課	母子生活支援施設及び助産施設を除く。次号から第5号までにおいて同じ。)の整備計画及び整備に関すること。
	(2) 児童福祉施設の設置の認可並びに廃止及び休止の承認に関すること。
	(3) 児童福祉施設の運営指導及び事務費保護単価の設定に関すること。
	(4) 児童福祉施設及び里親に関連する団体等に対する補助金の交付等に関すること。
	(5) 前各号に掲げるもののほか、児童福祉施設関係事務(児童相談所長が定めるものに限る。)の総括調整に関すること。
	(6)~(11) (略)
(略)	
(略)	

(10) 経済観光局

改正前

改正後

組織	事務分掌
産業	(略)
振興部	商業・ 経営支 援課 <ul style="list-style-type: none"> (1) 商業の振興に関する事。 (2) 大型店の出店手続等に関する事。 (3) 大規模小売店舗の立地に係る生活環境影響評価専門家会議の庶務に関する事。 (4) 金融相談及び制度資金の運用に関する事。 (5) 経営支援に関する事。
雇用労働課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 雇用推進施策の企画及び調整に関する事。 (2) 就業サポートセンターに関する事。 (3) 雇用推進事業の実施に関する事。 (4) 勤労者施策に関する事。 (5) 雇用情勢及び労働環境に関する情報収集等に関する事。

組織	事務分掌
産業振興部	(略)

改正前		改正後	
	<p>(6) 雇用推進団体及び勤労者団体との連絡調整に関すること。</p> <p>(7) シルバー人材センターに関すること。</p> <p>(8) 札幌市勤労者職業福祉センターに関すること。</p> <p>(9) 雇用推進本部会議に関すること。</p> <p>(10) 人材育成事業に関すること。</p>		
		<p>経営 商業・</p> <p>雇用 経営支</p> <p>支援 援課</p> <p>部</p>	<p>(1) 商業の振興に関すること。</p> <p>(2) 商店街振興組合法に関すること。</p> <p>(3) 大規模小売店舗立地法に関すること。</p> <p>(4) 中小企業等協同組合法に関すること。</p> <p>(5) 金融相談及び制度資金の運用に関すること。</p> <p>(6) 経営支援に関すること。</p> <p>(7) 部内の経理に関すること。</p> <p>(8) 部内他課の主管に属しないこと。</p>

改正前

--	--

(略)

- (11) (略)
- (12) 建設局

組織	事務分掌
----	------

改正後

雇用労働課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 雇用労働施策に関すること。 (2) 雇用情勢及び労働環境に関する情報収集等に関すること。 (3) 労働団体との連絡調整に関すること。 (4) 就業サポートセンター及びあいワークの運営に関すること。 (5) シルバー人材センターの運営に関すること。 (6) 札幌市勤労者職業福祉センターの運営に関すること。 (7) UIJターン就職の推進に関すること。
-------	---

(略)

- (11) (略)
- (12) 建設局

組織	事務分掌
----	------

改正前

(略)		
土木部	(略)	
	管理測量課	(略)
(略)		

(13) (略)

(14) 都市局

組織	事務分掌
----	------

(略)	
-----	--

建築指導部	(略)	
	建築安全推進課	(1)~(13) (略)
		(14) <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づくマンションの除却の必要性の認定に関すること。</u> (15)~(17) (略)

改正後

(略)		
土木部	(略)	
	測量課	(略)
(略)		

(13) (略)

(14) 都市局

組織	事務分掌
----	------

(略)	
-----	--

建築指導部	(略)	
	建築安全推進課	(1)~(13) (略)
		(14) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づくマンションの除却等の必要性に係る認定に関すること。</u> (15)~(17) (略)

改正前

別表3

部又は課の名称	部に準ずる所	課に準ずる所	組織	事務分掌
総務	(略)			
局行政部	改革推進室		推進課	(1)~(7) (略) (8) (略)
デジタル戦略	行政DX推進室			(1) 行政DX (デジタルトランスフォーメーション) 推進に係る総合調整に関する事。

改正後

別表3

部又は課の名称	部に準ずる所	課に準ずる所	組織	事務分掌
総務	(略)			
局行政部	行政改革・DX推進室		行政改革推進課	(1)~(7) (略) (8) 行政DX推進に係る総合調整に関する事。 (9) 行政DX推進に係る施策の企画及び実施に関する事。 (10) (略)

改正前					改正後				
推進 局ス マー トシ ティ 推進 部				<p>(2) 行政DX推進に係る 施策の企画及び実施に関 すること。</p> <p>(3) 情報政策の評価に関 すること。</p>					
まち づく り政 策局 政策 企画 部	グリー ントラ ンス フォー マー ション 推進室			<p>(1) GX (グリーントラ ンスフォーメーション) の推進に係る総合調整に 関すること。</p> <p>(2) GX金融・資産運用 特区に係る総合調整に関 すること。</p> <p>(3) 国際金融機能の誘致 に関すること。</p> <p>(4) GXの推進に係る広</p>	まち づく り政 策局 政策 企画 部				

改正前

改正後

				報に關すること。 (5) 水素の利活用に係る 総合調整に關すること。
(略)				
(略)				
財政 局税 政部	各市税 事務所 (中 央、北 部、東 部、南 部、西 部)		納税課	(1)・(2) (略) (3) 市税に係る徴収金の 欠損処分に關すること(個 人の市民税(給与からの特 別徴収に係るものに限 る。)、法人の市民税、固 定資産税(償却資産に係る ものに限る。)、軽自動車 税、市たばこ税、鉦産税、 特別土地保有税、入湯税及 び事業所税に係るものは、

	(略)			
(略)				
財政 局税 政部	各市税 事務所 (中 央、北 部、東 部、南 部、西 部)		納税課	(1)・(2) (略) (3) 市税に係る徴収金の 欠損処分に關すること(個 人の市民税(給与からの特 別徴収に係るものに限 る。)、法人の市民税、固 定資産税(償却資産に係る ものに限る。)、軽自動車 税、市たばこ税、鉦産税、 特別土地保有税、入湯税、 事業所税及び宿泊税に係る

改正前				改正後			
			中央に限る。) (4)~(10) (略)				ものは、中央に限る。) (4)~(10) (略)
			(略)				(略)
		市民税 課	(1)~(5) (略) (6) 原動機付自転車(特 定小型原動機付自転車及び ミニカーを除く。)の標識 の交付に関する事(中央 を除く。)			市民税 課	(1)~(5) (略)
		諸税課 (中央 に限 る。)	(1) (略) (2) 過少申告加算金、不 申告加算金及び重加算金の 賦課に関する事(市たば こ税、鉱産税、特別土地保 有税、入湯税及び事業所税 に係るものに限る。)			諸税課 (中央 に限 る。)	(1) (略) (2) 過少申告加算金、不 申告加算金及び重加算金の 賦課に関する事(市たば こ税、鉱産税、特別土地保 有税、入湯税、 <u>事業所税及 び宿泊税</u> に係るものに限

改正前

改正後

			(3)~(6) (略)
			(略)
(略)			
子ども未来局子育て支援部		各区保育・子育て支援センター (中央、北、東、白石、厚別、豊平、	(1)・(2) (略) (3) (略)

			る。) (3)~(6) (略)
			(略)
(略)			
子ども未来局子育て支援部		各区保育・子育て支援センター (中央、北、東、白石、厚別、豊平、	(1)・(2) (略) (3) 発達に心配のある子どもの療育支援に関すること。 (4) (略)

改正前

改正後

改正前		改正後	
	西、手 稲)		
	認定こ ども園 にじい ろ	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略) (3) 発達に心配のある子 どもの療育支援に関するこ と。
	南区保 育・子 育て支 援セン ター	(3) (略)	(4) (略)
	南区保 育・子 育て支 援セン ター	(1) (略)	(1) (略) (2) 発達に心配のある子 どもの療育支援に関するこ と。
		(2) (略)	(3) (略)
子ども も未 来局 児童 相談	(略)		子ども も未 来局 児童 相談

改正前		改正後			
所		所			
		経済 観光 局経 済戦 略推 進部	GX推 進室		(1) GX産業の集積及び 金融機能の強化・集積の 推進に係る総合調整及び 広報に関すること。 (2) GX/AI金融・資 産運用特区に係る総合調 整に関すること。
(略)		(略)			

(札幌市区事務分掌規則の一部改正)

第2条 札幌市区事務分掌規則（昭和47年規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前		改正後	
別表1		別表1	
組織	事務分掌	組織	事務分掌
市民部	(略)	市民部	(略)
地域振興課	(1)～(14) (略) (15) 区民センター、コミュニティセンター及び地区センターに関すること(第4号及び次号から第18号までに掲げるものを除き、コミュニティセンターにあつては、北区及び手稲区に限る。)。ただし、総務企画課並びに屯田まちづくりセンター、拓北・あいの里まちづくりセンター、清田まちづくりセンター、里塚・美しが丘まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター、藻岩まちづくりセンター、手稲まちづくりセンター、新発寒まちづくりセンター及び星置まちづくりセンターの所管に係るもの	地域振興課	(1)～(14) (略) (15) 区民センター、コミュニティセンター及び地区センターに関すること(第4号に掲げるものを除き、コミュニティセンターにあつては、北区及び手稲区に限る。)。ただし、総務企画課並びに屯田まちづくりセンター、拓北・あいの里まちづくりセンター、清田まちづくりセンター、里塚・美しが丘まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター、藻岩まちづくりセンター、手稲まちづくりセンター、新発寒まちづくりセンター及び星置まちづくりセンターの所管に係るものを除く。

改正前

改正後

		を除く。
		(略)
(略)		
保健福 社部	保健福 社課	<p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) <u>健康増進法による健康増進事業（市長が定めるものに限る。）の実施に関すること。</u></p> <p>(18) <u>国民健康保険に係る特定保健指導（健康・子ども課の所管に係るものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(19)～(22) (略)</p> <p>(23) <u>地域支援事業の運営に関すること。</u></p> <p>(24) <u>地域包括支援センターとの連絡調整に関すること。</u></p> <p>(25)～(37) (略)</p>

		(略)
(略)		
保健福 社部	保健福 社課	<p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17)～(20) (略)</p> <p>(21) <u>地域支援事業の運営に関すること（健康・子ども課の所管に係るものを除く。）。</u></p> <p>(22)～(34) (略)</p>

改正前

改正後

健康・子ども課 (1)～(7) (略)

(8) 健康増進法による健康増進事業（障がい保健福祉部、ウェルネス推進部、保健所及び保健福祉課の所管に係るものを除く。）の実施に関すること。

(9) (略)

(10) 国民健康保険に係る特定健康診査（後期高齢者等の健康診査を含み、保険年金課の所管に係るものを除く。）・特定保健指導（市長が定めるものに限る。）に関すること。

(11)～(14) (略)

(15) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定並びに子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定及び償還払いに関すること。

健康・子ども課 (1)～(7) (略)

(8) 健康増進法による健康増進事業（障がい保健福祉部、ウェルネス推進部及び保健所の所管に係るものを除く。）の実施に関すること。

(9) (略)

(10) 国民健康保険に係る特定健康診査（後期高齢者等の健康診査を含み、保険年金課の所管に係るものを除く。）・特定保健指導・生活習慣病重症化予防事業（市長が定めるものに限る。）に関すること。

(11)～(14) (略)

(15) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定、乳児等支援給付認定並びに子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定及び償還払いに関すること。

改正前		改正後	
	(16)～(27) (略)		(16)～(27) (略)
	(略)		(28) 地域支援事業の運営に関する事(保健福祉部長が定めるものに限る。)
保険年	(1)～(3) (略)	保険年	(1)～(3) (略)
金課	(4) 保健事業の実施に関する事。	金課	(4) 国民健康保険に係る特定健康診査(後期高齢者の健康診査を含む。)の受診券交付及びデータの管理に関する事。
	(5) 国民健康保険に係る特定健康診査(後期高齢者の健康診査を含む。)の受診券交付及びデータの管理に関する事。		(5)～(13) (略)
	(6) 国保協力会に関する事。		(略)
	(7)～(15) (略)		
	(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(札幌市公印規則の一部改正)

2 札幌市公印規則(昭和31年規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第2号において「改正部分」という。)並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p>第4条 (略)</p> <p>2 公印管理責任者は、公印の管理箇所の長をもつてこれに充てる。ただし、東京事務所にあつては副所長(札幌市事務分掌規則(昭和47年規則第23号)第3条第5項に規定する副所長をいう。)を、<u>グリーントランスフォーメーション推進室</u>にあつては<u>グリーントランスフォーメーション推進室</u>の長が指定する担当課長(同条第7項に規定する担当課長をいう。)をもつてこれに充てることできる。</p> <p>別表</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 公印管理責任者は、公印の管理箇所の長をもつてこれに充てる。ただし、東京事務所にあつては副所長(札幌市事務分掌規則(昭和47年規則第23号)第3条第5項に規定する副所長をいう。)を、<u>GX推進室</u>にあつては<u>GX推進室</u>の長が指定する担当課長(同条第7項に規定する担当課長をいう。)をもつてこれに充てることできる。</p> <p>別表</p>

改正前					改正後				
名称	書体	寸法 (ミリ メート ル)	員数	管理箇所	名称	書体	寸法 (ミリ メート ル)	員数	管理箇所
(略)					(略)				
札幌市長印	てん書	(略)			札幌市長印	てん書	(略)		
札幌市長職務代 理者印		方20	(略) 1	(略) 管財課	札幌市長職務代 理者印		方20	(略) 1 1	(略) 管財課 アイヌ文化交流セ ンター
			(略) 1	(略) 中央卸売市場管理 課				(略) 1	(略) 中央卸売市場管理 課
			(略)	(略)				1 (略)	経営管理課 (略)
(略)					(略)				

改正前					改正後	
	(略)					(略)
(略)						
札幌市改革推進 室長印	てん書	方17	1	改革推進室推進課		
(略)						
札幌市行政DX推 進室長印	てん書	方17	1	デジタル企画課		
札幌市グリーン トランスフォー メーション推進 室長印	てん書	方17	1	グリーントランス フォーメーション 推進室		
(略)						
(略)				公民・広域連携推 進室推進課		
(略)					推進課	

改正前		改正後				
(略)		(略)				
札幌市東部児童 相談所印	(略)	札幌市東部児童 相談所印	(略)			
札幌市東部児童 相談所長印		札幌市東部児童 相談所長印	(略)			
(略)		札幌市GX推進 室長印	てん書	方17	1	GX推進室
(略)		(略)				

(札幌市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正)

3 札幌市職員特殊勤務手当支給規則（平成11年規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表

番号	種類	支給対象者	手当額		摘要
			単位	金額	
(略)					
11	福祉業務等手当	(1)～(3) (略) (4) 区保育・子育て支援センター、認定こども園にいろいろ、子育て支援課又は健康・子ども課に所属する職員のうち、地域子育て支援事業に係る児童の保育業務として子育て支援部長又は保健福祉部長が指定するも	(略)		

改正後

別表

番号	種類	支給対象者	手当額		摘要
			単位	金額	
(略)					
11	福祉業務等手当	(1)～(3) (略) (4) 区保育・子育て支援センター、認定こども園にいろいろ又は健康・子ども課に所属する職員のうち、地域子育て支援事業に係る児童の保育業務として子育て支援部長又は保健福祉部長が指定するものに従事した者	(略)		

改正前				改正後			
		のに従事した者 (5)～(8) (略)				(5)～(8) (略)	
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

(札幌市公有財産規則の一部改正)

4 札幌市公有財産規則(昭和39年規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第2号において「改正部分」という。)並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前		改正後	
(定義)		(定義)	
第2条 (略)		第2条 (略)	

改正前	改正後
<p>(1) 各部 部（予防部及び警防部を除く。）、<u>改革推進室</u>、東京事務所、オンブズマン事務局、<u>行政DX推進室</u>、<u>グリーントランスフォーメーション推進室</u>、ユニバーサル推進室、公民・広域連携推進室、都心まちづくり推進室、空港活用推進室、新幹線推進室、市税事務所、工事管理室、市民自治推進室、男女共同参画室、監査指導室、子ども発達支援総合センター、保健所、衛生研究所、児童相談所、東部児童相談所、子どもの権利救済事務局、中央卸売市場、円山動物園、雪対策室、会計室、中央図書館、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局及び議会事務局をいう。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(1) 各部 部（予防部及び警防部を除く。）、<u>行政改革・DX推進室</u>、東京事務所、オンブズマン事務局、ユニバーサル推進室、公民・広域連携推進室、都心まちづくり推進室、空港活用推進室、新幹線推進室、市税事務所、工事管理室、市民自治推進室、男女共同参画室、監査指導室、子ども発達支援総合センター、保健所、衛生研究所、児童相談所、東部児童相談所、子どもの権利救済事務局、<u>GX推進室</u>、中央卸売市場、円山動物園、雪対策室、会計室、<u>学校連携支援室</u>、中央図書館、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局及び議会事務局をいう。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

(札幌市債権管理条例施行規則の一部改正)

5 札幌市債権管理条例施行規則（平成24年規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 各部 部(交通局、水道局及び病院局の部を除く。)、<u>改革推進室</u>、東京事務所、オンブズマン事務局、<u>行政DX推進室</u>、<u>グリーントランスフォーメーション推進室</u>、ユニバーサル推進室、公民・広域連携推進室、都心まちづくり推進室、空港活用推進室、新幹線推進室、市税事務所、工事管理室、市民自治推進室、男女共同参画室、監査指導室、子ども発達支援総合センター、保健所、衛生研究所、児童相談所、東部児童相談所、子どもの権利救済事務局、中央卸売市場、円山動物園、雪対策室、会計室、消防学校、消防署、中央図書館、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局及び議会</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 各部 部(交通局、水道局及び病院局の部を除く。)、<u>行政改革・DX推進室</u>、東京事務所、オンブズマン事務局、ユニバーサル推進室、公民・広域連携推進室、都心まちづくり推進室、空港活用推進室、新幹線推進室、市税事務所、工事管理室、市民自治推進室、男女共同参画室、監査指導室、子ども発達支援総合センター、保健所、衛生研究所、児童相談所、東部児童相談所、子どもの権利救済事務局、<u>GX推進室</u>、中央卸売市場、円山動物園、雪対策室、会計室、消防学校、消防署、<u>学校連携支援室</u>、中央図書館、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局及び議会事務局をいう。</p>

改正前	改正後
事務局をいう。 (2) (略)	(2) (略)

(札幌市脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための市税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

6 札幌市脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための市税の課税の特例に関する条例施行規則（令和7年規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(委任) 第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、 <u>グリーントランスフォーメーション推進担当局長</u> が定める。	(委任) 第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、 <u>GX推進担当局長</u> が定める。

(札幌市会計規則の一部改正)

7 札幌市会計規則(昭和39年規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第2号において「改正部分」という。)並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分(第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前		改正後																									
別表2(第3条及び第5条関係)		別表2(第3条及び第5条関係)																									
<table border="1"><thead><tr><th>職</th><th>委任を受ける事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>経済企画課長</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>田山動物園経営管理課長</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	職	委任を受ける事務	(略)	(略)	経済企画課長		(略)		田山動物園経営管理課長		(略)		<table border="1"><thead><tr><th>職</th><th>委任を受ける事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>経済企画課長</td><td></td></tr><tr><td><u>商業・経営支援課長</u></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>経営管理課長</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	職	委任を受ける事務	(略)	(略)	経済企画課長		<u>商業・経営支援課長</u>		(略)		経営管理課長		(略)	
職	委任を受ける事務																										
(略)	(略)																										
経済企画課長																											
(略)																											
田山動物園経営管理課長																											
(略)																											
職	委任を受ける事務																										
(略)	(略)																										
経済企画課長																											
<u>商業・経営支援課長</u>																											
(略)																											
経営管理課長																											
(略)																											

改正前

別表3 (第3条及び第5条関係)

職	委任を受ける事務
(略)	(略)
円山動物園経営管理課経営係長	
(略)	
管理測量課業務係長	
(略)	

別表6

金銭登録機で収納する使用料及び手数料等

(1)~(5) (略)

(6) 札幌市証明等手数料条例(昭和21年条例第15号)別表1の項から9の項まで、21の項、29の項、32の項第2号、32の2の項第6号、33の2の項から33の5の項まで、34の2の項から36の項まで及び38の項(都市計画課、農政課、道路認定課、管理測量課及び住宅課において取り扱うもの

改正後

別表3 (第3条及び第5条関係)

職	委任を受ける事務
(略)	(略)
経営管理課経営係長	
(略)	
測量課業務係長	
(略)	

別表6

金銭登録機で収納する使用料及び手数料等

(1)~(5) (略)

(6) 札幌市証明等手数料条例(昭和21年条例第15号)別表1の項から9の項まで、21の項、29の項、32の項第2号、32の2の項第6号、33の2の項から33の5の項まで、34の2の項から36の項まで及び38の項(都市計画課、農政課、道路認定課、測量課及び住宅課において取り扱うものを除

改正前	改正後
を除く。) から40の項までに規定する手数料 (7)~(12) (略)	く。) から40の項までに規定する手数料 (7)~(12) (略)